

○福津市国民健康保険条例(抜粋)

(市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の定数)

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3名
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名
- (3) 公益を代表する委員 3名
- (4) 被用者保険を代表する委員 1名

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

○国民健康保険法施行令(抜粋)

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二九政二五八・一部改正)

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○福津市国民健康保険運営協議会規則(抜粋)

(会長)

第2条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長及び会長の職務代行者の選挙の方法は、協議会の議決によって定める。

(審議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法第43条第1項の規定による一部負担金の負担割合に関すること。
- (2) 国民健康保険税の賦課の方法、及び税率等に関すること。
- (3) 法第58条の規定による保険給付の種類及び内容に関すること。
- (4) その他重要事項

(定足数)

第5条 協議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(議事録)

第8条 協議会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、会長及び会長の指名する出席委員が署名しなければならない。